

男鹿市ごみ減量化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される一般廃棄物の自己処理を促進し、一般廃棄物の減量化を図るため、生ごみ処理機（器）及びEMバケツの設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金は、一般廃棄物を自己処理するため、男鹿市内に居住する者が男鹿市内の販売店から購入し、男鹿市内に設置できる生ごみ処理機（器）及びEMバケツを対象とする。

ただし、生ごみ処理機（器）及びEMバケツで生産された有機肥料を売却し、利益を得る場合は除く。

2 市税を滞納していない者であること。

(補助額)

第3条 補助金の額は、前条に掲げる生ごみ処理機（器）1基につき購入費（消費税を除く）の2分の1とし、コンポスト化容器は5,000円、電気式生ごみ処理機は30,000円、EMバケツは1,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市ごみ減量化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、当該年度に購入した生ごみ処理機（器）及びEMバケツの領収書を添付し、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、男鹿市ごみ減量化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第7条 この要綱に違反した者がいるときは、市長は、補助金の交付の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の返還を命ずることができる。

(交付の方法)

第8条 補助金は、補助金交付請求書（様式第3号）の提出後に交付するものとする。

(協力及び義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、生ごみ処理機（器）及びEMバケツを積極的に活用して、ごみの減量化に協力しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に購入したものに係る申請から適用し、同日前に購入したものに係る申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に購入したものに係る申請から適用し、同日前に購入したものに係る申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に購入したものに係る申請から適用し、同日前に購入したものに係る申請については、なお従前の例による。